平成２５年（フ）第４０号
福井県小浜市生守第６号14番地、申立時の住所福井県小浜市大手町９番39号
破産者　江波　　肇
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第３５３号
岐阜県関市西仙房２番28―203号
破産者　河合　清江
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７４号
岐阜市柳津町栄町７番地１　旭ツヴェルフ102号室
破産者　前田　啓子（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７７号
岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目142番地ハイツ杉山２―１、前住所岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目200番地　コーポラス杉山Ｂ205
破産者　安部　信之
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４５号
愛知県一宮市新生３丁目13番17号　サンパーク明宝302号
破産者　溝田　克俊
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５６号
和歌山県東牟婁郡古座川町佐田792番地
破産者　下村　明人
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第６４号
和歌山県西牟婁郡白浜町3137番地の10、前住所兵庫県神戸市兵庫区新開地６丁目２番14―706号
破産者　川元　択真
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２５２号
広島県福山市引野町５丁目７番20号　Ｂ202
破産者　竪山　敬一
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８４号
山口県山陽小野田市大字西高泊2004番地７
破産者　藤屋枝美子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第８５号
山口県山陽小野田市大字西高泊2004番地７
破産者　藤屋　裕太
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０３号
山口県宇部市則貞１丁目６番６―304号則貞市営住宅
破産者　松井　大介
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第７６号
愛媛県西予市宇和町伊賀上1669番地35　一の瀬団地37号
破産者　宮本けい子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２３１号
長崎県長崎市愛宕２丁目６番１号　頓田第１アパート101、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町６番46号
破産者　髙嶋　洋子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
長崎県長崎市大浜町652番地７、旧住所長崎県西海市大瀬戸町多以良外郷97番地１
破産者　平瀬健太郎
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
長崎県長崎市中新町９番２号　東山手ハウス101
破産者　溝上　　勝
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
長崎県長崎市中新町９番２号　東山手ハウス101
破産者　溝上かつ江
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
熊本県荒尾市桜山町４丁目７番15号３
破産者　田中　和枝
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第８３号
熊本県荒尾市蔵満392番地１
破産者　田中　友子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　長野県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　竹川　進一
登録番号　14702
事 務 所　長野県松本市元町２―５―28
弁護士竹川進一法律事務所
3　処分の内容　除名
4　処分が効力を生じた年月日
平成26年２月９日

平成 26 年２月 19 日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

静岡県公告

別表の左欄に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成 26 年３月７日

静岡県知事　川勝　平太

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
富士宮市田中農業協同組合 静岡県富士宮市黒田1511番地の２	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。

教示

⑴　この処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

⑵　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、静岡県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年３月７日　　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
愛知県、小牧　祐介、昭和63年１月16日
2　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　中学校教諭１種免許状（数学）、平21中１第160号、平成22年３月31日、愛知県教育委員会
⑵　高等学校教諭１種免許状（数学）、平21高１第305号、平成22年３月31日、愛知県教育委員会
3　失効年月日　平成26年１月10日
4　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当